

〔研究会例会報告要旨〕

1995年度第1回研究会

日時 10月13日(金) 18:00~20:00

報告は以下の順序で行われた。

「ドイツ会計基準の国際的調和化について」

報告者 倉田幸路

〔報告要旨〕

ドイツ会計基準は、商法の会計規定が中心となり、日本と同様基準性(Maßgeblichkeit)の原則(あるいは逆基準性の原則)により税法と強く結びつき、配当可能利益の計算を中心とした会計規定となっている。このことは、利害関係者(特に投資者)の意思決定に対する有用な情報提供を行うことを会計の主目的とするアメリカを中心とする英米系の諸国と著しい対照をなしている。

そもそも、会計のルールがそれぞれの利害関係者の取引(契約)における、利害の調整(善意の第三者の保護)を目的として形成されてきたとすれば、各国の法律的、経済的、文化的諸条件の相違により、各国の基準が異なる必然性はあったと思われる。しかし、国際的に活動する企業が増加するにつれ、外国の市場で資金を調達するには、各国の会計基準が異なることは非常に不都合な事態が生じることになる。したがって、会計基準の国際的調和化の必要性が叫ばれている。これまで、ドイツでは、あまりこれらの議論が活発ではなかったが、近年(特にここ2年ほど)この問題に対する議論が非常に盛んに行われている。

これらの議論を整理すると、はじめにドイツ基準と英米系の基準との基本目的の相違として、ドイツが債権者保護、分配可能利益の算定を中心とするのに対し、英米系の基準では真実かつ公正な写像(true and fair view)、意思決定に有用な情報提供をあげることができる。このことにより、個々の問題として、

利益の実現に関する問題、対応原則による費用の資産計上の問題が議論されている。

これまで、EUにおいて財務諸表指令の形で調和化が進められ、第4、7、8号指令による調和化はある程度達成されたとされている。しかし、現在のドイツの会計規定とイギリスの新しい会計基準(例えばFRS第3号)とを比べてとても似ているとは思われない。国による異なる環境による本質的相違として、オツテは基準性の原則、真実かつ公正な写像の解釈、概念理解をあげているが、これらのことにより、比較的近いヨーロッパ諸国においても会計基準の統一は難しいことを示している。現在では、任意の組織である会計勧告フォーラムを設定し、自由に新しい会計問題について議論し、各国に働きかけるアプローチをとっている。

今後の展開方向について、すでに調和は十分であるとする議論(ピーナー・ブローブスト、キューティンク、シュルフ等)が多く、もっとも保守的には個別財務諸表の調和化は不可能とする議論(シルトバッハ)から何等かの形で調和化を受け入れようとする発展的提案まである。たとえば、段階的調和化論(オツテ、ブッセフォンコルベ)や連結決算書による国際的調和化論(オーデルハイデ、リーナー)が挙げられる。

実際のドイツ企業は、ベンツ社だけが1993年10月にニューヨーク証券取引所に上場し、アメリカ基準とドイツ基準の二つの連結決算書を提出しているが、1993年にみられるように、アメリカ基準では赤字、ドイツ基準では黒字を計上し、この二種類の連結決算書を公表することの問題提起をしている。また、バイエル社をはじめ3社は、1994年以降ドイツ基準もIAS基準も満たすただ1つの連結決算書を公表しはじめ、これがドイツ国際企業の開示方向になりつつある。([立教経済学研究]第49巻第2号の拙稿を参照してください。)